

## 議案第86号

### 総社市放課後児童クラブ指定管理者の指定について

総社市放課後児童クラブ指定管理者を次のとおり指定する。

#### 1 放課後児童クラブ施設の名称、指定管理者の名称及び所在地

施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の所在地
総社小学校区 放課後児童クラブ施設	総社ひまわり児童クラブ 運営委員会	総社市 総社三丁目13番1号
常盤小学校区 放課後児童クラブ施設	ときわたんぽぽ児童クラブ 運営委員会	総社市 駅南一丁目13番地13 駅南一丁目13番地18
総社中央小学校区 放課後児童クラブ施設	マザー・ブース浅尾児童クラブ 運営委員会	総社市 門田959番地
総社北小学校区 放課後児童クラブ施設	総社北ゆうあい児童クラブ 運営委員会	総社市 泉2番地2
山手小学校区 放課後児童クラブ施設	やまっこ児童クラブ 運営委員会	総社市 岡谷607番地2
清音小学校区 放課後児童クラブ施設	きよね放課後児童クラブランドセル 運営委員会	総社市 清音軽部682番地1
昭和五つ星学園 義務教育学校区 放課後児童クラブ施設	放課後児童クラブおひさま 運営委員会	総社市 美袋1584番地1
総社東小学校区 放課後児童クラブ施設	総社東キッズクラブ 運営委員会	総社市 南溝手480番地
総社西小学校区 放課後児童クラブ施設	総社西いろは児童クラブ 運営委員会	総社市 久代4386番地2
神在小学校区 放課後児童クラブ施設	神在ちしやの木児童クラブ 運営委員会	総社市 富原422番地
阿曽小学校区 放課後児童クラブ施設	阿曽鬼の城児童クラブ 運営委員会	総社市 西阿曽207番地1
秦小学校区 放課後児童クラブ施設	秦正木山児童クラブ 運営委員会	総社市 秦2815番地2
新本小学校区 放課後児童クラブ施設	新本赤米の郷児童クラブ 運営委員会	総社市 新本7288番地
池田小学校区 放課後児童クラブ施設	池田児童クラブにじいろみらい 運営委員会	総社市 見延699番地

#### 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月28日提出

総社市長 片 岡 聰 一

#### 提案理由

総社市放課後児童クラブ指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。



## 総社市放課後児童クラブの指定管理者の概要

### (1) 指定管理者となる団体の概要

施設の名称	指定管理者の名称	代表者	指定管理者の所在地	設立年月日
総社小学校区 放課後児童クラブ施設	総社ひまわり 児童クラブ運営委員会	餅川 修	総社市 総社三丁目13番1号	平成12年 4月1日
常盤小学校区 放課後児童クラブ施設	ときわたんぽぽ 児童クラブ運営委員会	中村 剛	総社市 駅南一丁目13番地13 駅南一丁目13番地18	平成10年 9月1日
総社中央小学校区 放課後児童クラブ施設	マザー・ブース浅尾 児童クラブ運営委員会	森本 好昭	総社市 門田959番地	平成15年 5月10日
総社北小学校区 放課後児童クラブ施設	総社北ゆうあい 児童クラブ運営委員会	矢吹 雄三	総社市 泉2番地2	平成16年 6月1日
山手小学校区 放課後児童クラブ施設	やまっこ 児童クラブ運営委員会	市村 みみこ	総社市 岡谷607番地2	平成12年 4月1日
清音小学校区 放課後児童クラブ施設	きよね放課後 児童クラブランドセル 運営委員会	福光 節子	総社市 清音軽部682番地1	平成14年 4月1日
昭和五つ星学園義務教育学校区 放課後児童クラブ施設	放課後児童クラブ おひさま運営委員会	野瀬 健司	総社市 美袋1584番地1	平成17年 4月1日
総社東小学校区 放課後児童クラブ施設	総社東キッズクラブ 運営委員会	中島 謹四郎	総社市 南溝手480番地	平成17年 10月5日
総社西小学校区 放課後児童クラブ施設	総社西いろは 児童クラブ運営委員会	永田 久美子	総社市 久代4386番地2	平成18年 3月8日
神在小学校区 放課後児童クラブ施設	神在ちしゃの木 児童クラブ運営委員会	浅沼 仁志	総社市 富原422番地	平成18年 12月6日
阿曽小学校区 放課後児童クラブ施設	阿曽鬼の城 児童クラブ運営委員会	服部 剛司	総社市 西阿曽207番地1	平成20年 1月7日
秦小学校区 放課後児童クラブ施設	秦正木山 児童クラブ運営委員会	板野 敬二	総社市 秦2815番地2	平成21年 10月1日
新本小学校区 放課後児童クラブ施設	新本赤米の郷 児童クラブ運営委員会	神崎 勝典	総社市 新本7288番地	平成27年 5月21日
池田小学校区 放課後児童クラブ施設	池田児童クラブ にじいろみらい 運営委員会	本行 祐樹	総社市 見延699番地	令和5年 12月5日

指定管理期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## (2) 選定の経緯

令和7年 8月 4日 第1回選定委員会（運営方法，指定管理期間，非公募決定）

令和7年 9月 19日 全ての運営委員会から申請書類の提出

令和7年 10月 21日 第2回選定委員会（指定管理者候補者決定）

## (3) 選定の理由

現在、本市の放課後児童クラブは、総社市放課後児童クラブ施設条例第4条の規定（児童クラブ施設の管理運営は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、地域住民で組織された法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせる。）により、地域住民で組織された運営委員会により運営されている。

現指定管理者の状況及び今後の運営方針等を確認のうえ審議した結果、保護者や地域との連携、各クラブの実態に応じたきめ細やかな保育が期待できることから、公募によらず現指定管理者を指定管理者候補者に決定することが適当であり、各クラブの人員構成の現状等を勘案し、指定期間は3年間とすることが望ましいと判断した。

上記の結果、現指定管理者から提出された申請書類をもとに審議し、事業内容及び運営状況は選定基準を満たしていることから、現指定管理者を再指定することが適切であると判断した。